

アジア・オセアニア編

【9】 インド(3)：廃自動車（ELV）——EPR 規則案を公表、2025 年 4 月施行予定 **全 5 ページ**。**サンプルのためリンクは切っている。**

法律/政策の名称	2024 年廃車（管理）規則案
現地語名称	(DRAFT) End-of-Life Vehicles (Management) Rules, 2024
公布/施行日等	2024 年 1 月 30 日案公表（未正式公布）
カバー期間	2023 年 12 月~2024 年 11 月

バックグラウンド情報

インドでは、...**サンプルのため中略**...はじめて自動車生産者責任（EPR）制度が提案されている。

一方で、...**サンプルのため中略**...義務付けている。また、州や地域によって自治体による廃車の押収や処理の推進政策も数々実施中である。

このテーマの基礎知識
を簡潔に説明

最近の主な動向

■ **ELV 規則案**

環境森林気候変動省（MoEFCC）は 2024 年 1 月 30 日、「2024 年廃車（管理）規則」の案を発表した。本規則案では、2025 年 4 月より自動車メーカーなどを対象に EPR 制度を設ける予定で、生産者に該当する企業には 3 つの事項が義務付けられている。また、E リキシャーおよび E カート等、電動車両（EV）も対象としている。

用語の定義

本規則案の対象企業である「生産者」および対象製品である「廃車」は以下の通り定義されている。

「生産者（producer）」とは、以下の目的で国内市場に関与する者と定義される
...**サンプルのため中略**...

「廃車（ELV）」とは、以下に該当する自動車と定義される
...**サンプルのため中略**...

生産者のリサイクル義務

...**サンプルのため中略**...

リサイクル目標値の計算方法は自家用車（private vehicles）および商用車（commercial vehicles）に分けられており、以下の通りである。ただし、本規則案においては、自家用車および商用車の定義については明記されていない。

EnviX 海外環境法規制 トレンドレポート

年度	リサイクル目標	
	自家用車	商用車
2025-26~2029-30 年度の各年度	サンプルのため割愛	サンプルのため割愛
2030-31~2034-35 年度の各年度	同上	同上
2035-36~2039-40 年度の各年度	同上	同上

【例】2025-26 年度の計算方法

サンプルのため割愛

■廃車を処理して新車を購入するときの各種特典

一方で、インド中央政府および各州政府は廃車の適正処理を推進するべく、廃車を処理して新車を購入するときに以下のような特典も実施している。

サンプルのため、項目のみ記す。説明は割愛する。

1. 走行税減税
2. 購入する新車の割引優待

■廃車の押収政策

大都市をはじめ、州や自治体によっては道路に放置された廃車を押収する政策も実施されている。サンプルのため割愛。

今後の展開とスケジュール

2024 年 11 月末時点で、ELV 規則案が公表されて以降官報や当局、現地メディアなどでも本件に関する情報は確認できなかったため、実際の正式公布予定は不明な状況である。本案で規定されたリサイクル義務は 2025 年 4 月より施行される予定であり、残り半年もないことを鑑みると、それまでに公布される可能性は低いと考えられる。もしくは、一部箇所が変更され、修正案として二度目のドラフトが公表される可能性も考えられる。

EnviX 展望と見解

インドにおける EPR 制度としては、現行の

- (1) プラスチック包装材、
- (2) 廃タイヤ、
- (3) 電気電子機器、
- (4) 電池、
- (5) 使用済みオイル

上記に加え、案としては

- (6) 非鉄金属製品と
- (7) 今回の廃車

がある。いずれも、生産者の義務事項（登録、リサイクル目標の達成、年次報告書の提出）から EPR 証書制度、罰金（環境補償金）まで非常に類似している規則枠組みとなっている。

本案の注目すべきポイントとしては、前述のリサイクル義務やその計算例からも分かるように、2025-26年度を計算するためには**2005年度以降にインドで上市した自動車に使用された鋼鉄のデータが必要**となる。したがって生産者には、対応する過去のデータをいまから収集しておくことが推奨される。このほか、生産者に課せられる義務のひとつであるリサイクル証書の購入に向けては、購入先となりうる適切なリサイクラーを選定するため、リサイクラーに関する情報収集も並行して進めたほうがよいだろう。

また、欧州連合（EU）のELV指令においては、有害物質の含有禁止・リサイクル材の使用といった義務も盛り込まれているが、これらの規定についてインドのELV規則案ではいまのところ規定されていない。両者を比較すると、インドの規制内容はそれほど厳しくないが、インド国内での一連のEPR制度など、廃棄物関連の法規制が近年厳格化している傾向であり、取り締まりや工場への立入検査の事例も頻繁に報道されている。本案が正式に公布された場合はインドの自動車産業に莫大な影響を与えるため、関係企業は本件の動向を注視する重要性は高いといえる。

その他関連動向

自動車の「修理する権利（Right to Repair）」に関する動向も注目を集めている。**サンプルのため中略。**

現在、インド消費者問題局（Department of Consumer Affairs）が設立した**専用ポータル**に参加している対象業種としては農業機器、情報通信機器、家電製品、自動車部品が挙げられており、そのなかでスズキやホンダ、ヤマハなどの日本企業を含め多くの大手企業が参加中である。今後、自動車の修理する権利に関する法規制が制定されるとなれば、本専用ポータルはその重要な一部となることも予想されるため、自動車産業の関連企業が注目すべき動向の一つであろう。

【2024.11.28 WW】

EnviX 海外環境法規制 **トレンド**レポート